

平成 20 年 5 月 16 日

各 位

井 関 農 機 株 式 会 社

公正取引委員会からの下請法違反に伴う是正勧告について

当社子会社(株)井関松山製造所、(株)井関熊本製造所、(株)井関新潟製造所は、平成 20 年 5 月 16 日公正取引委員会より、下請事業者に対する支払代金の減額に関し、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」）違反があったとして是正勧告を受けました。

これは、原材料価格高騰に対するコストダウンをお取引先にお願ひしたところ、ご理解ご協力いただき合意の上減額させていただくこととなりましたが、一部の取引について遡って減額していただいた行為が下請法違反に該当すると判断されたものであります。

当社はお取引先との共存共栄を第一に考え、良好な関係を構築・維持してきたと認識しておりますが、今回の是正勧告を真摯に受け止め、勧告に従った措置を速やかに講じるとともに、改めて井関農機グループ各社のコンプライアンス意識の向上と、下請法遵守体制を充実させ、再発防止の周知徹底を図る所存であります。

平素から格別のご支援、ご愛顧を賜っておりますお取引様、お客様に多大なご心配をおかけしましたこと深くお詫び申し上げます。

なお、本件による業績への影響は、5 月 15 日に発表いたしました平成 20 年 3 月期決算（連結業績）に含まれております。

以 上